

平成29年 7月10日

各 弓 道 会 様

秋田県勤労者弓道連合会
会長 渡 辺 鉄 哉
(公 印 省 略)

第63回秋田県勤労者弓道大会の開催について（通知）

向暑の候、貴職におかれましてはますますご清栄のことお慶び申し上げます。

さて、標記大会を下記要項により、開催いたしますので、貴事業所弓道部会員の参加について、よろしくお取り計らいくださいますようご通知申し上げます。

大 会 要 項

主 催 秋田県勤労者弓道連合会

主 管 由利本荘市役所

日 時 平成29年9月16日（土）午前9時30分から

会 場 由利本荘市 本荘弓道場「正己館」 由利本荘市水林265

参加範囲 本会に加入している事業所及び県内一般勤労者

就労されていない方、登録事業所以外のOBの方は、オープン参加とします。参加資格確認のため、大会参加申込書に、事業所名を記載していただきますが、プログラムには記載しません。ただし、団体、個人の1～3位入賞者は、大会成績とともに事業所名も新聞に掲載しますので、ご了承ください。

競技方法 1. 種目 近的競技（36cm霞的）

2. 団体競技

(イ) 1チーム3名 24射（各自8射）とし、的中数により順位を決定する。
同中の場合は、射詰競技とする。ただし、2回で決定しない場合は、3回目からは、大前から1人ずつの的中で団体の順位を決める。

- (ロ)同一事業所のチーム数は制限しない。ただし、入賞は上位1チームとする。
- (ハ)チーム編成は秋田県勤労者弓道連合会に登録されている同一事業所の現役とし、3名に満たない場合は、名簿登録されているOBの補充を認める。
現役の分散は認めない。

3. 個人競技

- (イ)各自8射とし的中数により順位を決定する。
団体出場者はその成績をもって個人の成績とする。
- (ロ)同中の場合、優勝決定に限り射詰競射を行い、それ以外は遠近競射を行う。
射詰競射の4射で決定しない場合は、5射目からは8寸的とする。
全員失中の場合は、遠近競射に変更する。
遠近競射は、複数の的を使用する場合もある。

競技規定 本実施要項ならびに(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」による。

表彰	1. 団体の部	優勝：	賞状	優勝杯・トロフィー	賞品
		準優勝：	〃	トロフィー	〃
		第三位：	〃	楯(綱木賞)	〃
	2. 個人の部	優勝：	賞状	トロフィー	賞品
		準優勝～第五位：	〃	〃	〃
		第六位～第十位：	賞品		

参加料 本会に加入している事業所： 負担金 3,000円
 新規に加入する事業所： 入会金 3,000円 + 負担金 3,000円
 個人参加者： 参加費 500円
 ただし、本会に加入している事業所の個人は不要です。
 当日不参加でも、申し込んだ個人参加費は納入していただきます。
 当日、弁当をご希望の方は、大会参加申込書に記載してください。
 お茶と合わせて600円です。
 各事業所の理事の方は、理事会で準備しますので、弁当申込は不要です。

申込先 〒015-0861 由利本荘市御門3-4 佐々木 弘幸 宛
 e-mail： hiroyuki5866@gmail.com
 問い合わせ、申し込みは、上記メールでお願いします。

申込期限 平成29年 8月21日(月) 必着

以上

平成29年度

秋田県勤労者弓道大会申込書 (弓道会用)

締切日 平成29年8月21日(月) 弓道会

申込先 佐々木 弘幸 宛 申込責任者

hiroyuki5866@gmail.com (弁当 計 個)

個 人			
No.	事業所名	氏 名	弁当
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

平成 29 年 月 日

秋田県勤労者弓道連合会長 様